

東京都教職員研修センターでは教員研究生、大学院派遣研修の成果報告会、発表会を開催しています。

令和4年度 長期派遣研修説明会

- 令和3年5月上旬（新教・14条、教職大学院）
- 令和3年7月上旬（教員研究生）

○新教育大学院派遣研修、大学院設置基準第14条適用大学院等派遣研修、教職大学院派遣研修、教員研究生について各実施要綱、募集要項に基づく説明と、各教職大学院担当者や教員研究生修了者から特色等の説明をします。

令和3年度 東京都教員研究生 カリキュラム開発研究発表会

- 令和4年2月下旬

○令和3年度の教員研究生が各自で設定した研究主題に基づき、1年間のカリキュラム開発研究に取り組んできた成果を発表します。
○カリキュラム開発研究報告書を配布します。

令和4年度 教職大学院入学説明会

- 随時(休日等に授業公開をしている大学もあります。)
- 各教職大学院にて

○各教職大学院の特色、受験に係る内容や入学までの手続き、カリキュラムの概要や施設等の説明があります。教授や在学生の話を直接聞くことができます。詳細は各教職大学院へお問い合わせください。

令和3年度 大学院派遣研修成果報告会

- 令和4年3月上旬

○令和3年度の大学院派遣者による1年間又は2年間の大学院で取り組んできた理論と実践に基づく研究内容について報告を行います。新教育大学院、大学院設置基準第14条適用大学院及び五つの教職大学院のそれぞれの代表者が研究報告を行います。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、実施日時、方法が変わることがあります。

新教育大学院派遣者

○大学院の授業と研究の全てが、日々の教育実践と直結していることを強く感じています。今後、こうした経験や研究の成果等を生かして、「理論と実践の往還」を進めていけるよう学校現場で力を尽くしたいと思います。

令和2年度 派遣者の声

教員研究生

○「東京都全体の児童・生徒、教員のために」という広い視野をもって、指導主事からの指導・助言を受けたり、研究生同士で相談したりしながら、自らが設定した研究について向き合い続ける1年間です。こうした経験を通じて、教科等の専門性だけでなく、伝える力や自ら学ぶ力も高めることができます。

大学院設置基準第14条適用大学院派遣者

○自らが関心あるテーマについて、先行研究の知見を生かしながら修士論文の執筆を目指して研究を深めることができます。これまでの実践と教育理論とを結び付け、修了後はよりよい授業実践ができるよう日々学びを深めています。

教職大学院派遣者

○教職大学院では、仲間と共に議論を繰り返すことで、未来の教育に対する実践力を伴った深い学びを実現することができます。また、学校法規や教育行政などを学び、学校を取り巻く環境を俯瞰的に見ることで、持続的な学校の在り方を創造する力が養われます。

「大学院派遣研修・教職大学院派遣研修報告書」及び「教員研究生カリキュラム開発研究報告書」は、東京都職員研修センターのホームページに掲載しています！

大学院や東京都教職員研修センターで

研究に専念してみませんか ～長期派遣研修による専門性の向上～

大学院や東京都教職員研修センターで
1年間又は2年間学び、様々なスキル
アップができるまたとない機会です。



校種や専門の異なる仲間との
学びから新たな気付きが生まれ、
自分の考えを広げていきます。

東京都教育委員会は、教科等及び教育課題に関する高い専門性や識見を身に付け、指導的役割を果たせる教員の育成を図るため、長期派遣研修（新教育大学院派遣、大学院設置基準第14条適用大学院等派遣、教職大学院派遣、教員研究生）を実施しています。

派遣期間が1年間又は2年間にわたる長期の派遣研修は、学校を離れ、大学院等で教員として今まで実践を振り返り、時間をかけてじっくりと研究と修養に努めることができます。

これからの学校教育の質の向上を目指して、より指導的役割を果たす教員として活躍するために、ぜひ、長期派遣研修の受講を御検討ください。

○派遣期間中も東京都教員としての身分は保障され、給与等が支給されます。

○長期派遣研修の修了者は、法定研修中堅教諭等資質向上研修Ⅰの一部単位に読み替えられます。

○長期派遣研修の修了者は、教育管理職選考の一部が免除となります。

派遣研修名	新教育大学 大学院派遣研修	大学院設置基準第14条 適用大学院派遣研修	教職大学院派遣研修	教員研究生
事業の主な目的	現職教員を、新教育大学大学院に派遣し、教科等及び教育課題における高い専門性や識見を養うことにより、優れた教育実践を展開できる力を身に付けた指導的役割を果たせる教員を育成する。	現職教員を、大学院設置基準第14条を適用している大学院又は教職大学院に派遣し、教員の資質向上に資するとのできる教科等又は教育課題における高い専門性や識見を身に付けた、指導的役割を果たせる教員を育成する。	現職教員を、教職大学院に派遣し、確かな指導理論と優れた実践力や応用力を身に付けた、各地域や学校における指導的役割を果たせる教員を育成する。	現職教員を、東京都教職員研修センターに派遣し、学校経営や学習指導等についての高い専門性を備え、指導的な役割を担う学校教育のリーダーとなる教員を育成する。
研修期間 研修派遣先	2年間 ○上越教育大学大学院 ○鳴門教育大学大学院 ○兵庫教育大学大学院 ※派遣者が上記の3大学院から研修先を志望できます。	1年間 (修学期間2年) *1 ○大学院設置基準第14条適用大学院修士課程又は専門職学位課程(教職大学院) ※派遣者が全国の適用大学院から研修先を志望できます。	1年間 ○創価大学教職大学院 ○玉川大学教職大学院 ○帝京大学教職大学院 ○東京学芸大学教職大学院 ○早稲田大学教職大学院 ※派遣者が、左記の5教職大学院から研修先を志望できます。	1年間 東京都教職員研修センター ※センター所蔵の多種多様な教育資料を活用し、集中して学べる環境が用意されています。
募集人数	1名程度	3名程度	30名程度	15名程度
主な研修内容	○派遣先の大学院の定めたカリキュラム等に基づき、所属校を離れ2年間にわたり研修を行います。修士又は教職修士(専門職)の学位取得を目指します。	○派遣先の大学院の定めたカリキュラム等に基づき、1年目は所属校を離れ研修を行います。2年目は、所属校に戻り、夏季休業中や夜間を利用して研修を行い、修士又は教職修士(専門職)の学位取得を目指します。	○派遣先の教職大学院の定めたカリキュラム等に基づき研修を行い、教職修士(専門職)の学位取得を目指します。 <ul style="list-style-type: none">・教育課程の編成・実施・各教科等の実践的な指導方法・生徒指導、教育相談・学級経営、学校経営・学校教育と教員の在り方 ☆選択科目等で自分の興味・関心のある分野について学ぶことができます。 ○学校課題研究 学校教育に関わる課題解決を図る研究を1年間かけて行います。	○教育課題研究 東京都の喫緊の教育課題に関する研究に携わることにより、教科等の専門性を高め、教育課題解決のための研究方法等を学びます。 ○カリキュラム開発研究 東京都の教育課題を踏まえ、各教員研究生がテーマを設定して、教科等に関する研究を行います。 ○実務研修 東京都教職員研修センターが実施する研修の運営に携わることにより、教育行政と学校教育との関わりを理解し、教員としての視野を広げます。
研修費用 (学費等)	原則自己負担 検定料、入学金、授業料、現地での研修に伴う旅行費及び居住に関わる費用等がかかります。赴任旅費、通学交通費は都が負担します。	原則自己負担 検定料、入学金、授業料、研修に伴う旅行費等がかかります。通学交通費は都が負担します。	原則自己負担 検定料、入学金、授業料、研修に伴う旅行費等がかかります。通学交通費は都が負担します。選考結果等により、一定数の派遣者に対して、学費の一部(検定料、入学金、授業料)を都が負担します。*2	研修に関わる自己負担なし 研修費用、通勤交通費は都が負担します。
主な応募資格	○原則として、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、主任養護教諭である者 ○修士課程又は専門職学位課程(教職大学院)の修学にふさわしい教育実践、研究実績を有する者 ○令和3年度 教育管理職選考を受験しない者 ●教職大学院派遣研修を出願しない者 *3 [例] 東京都教育研究員、教育課題等研究開発委員会委員、東京教師道場、各学校や区市町村においての研究を指導的立場で推進した者など	○昭和54年4月2日以降の出生の者で、令和4年3月31日(以下「基準日」という。)現在で、学校教育法第1条に定める国公私立学校(ただし、大学及び高等専門学校を除く。)の正規任用としての教職経験を通算して7年以上有し(複数の校種教科の通算も可とする)、そのうち基準日現在において東京都公立学校での教諭経験(臨時的任用を除く。)を3年以上有する者 ○令和3年度 教育管理職選考を受験しない者 ●新教育大学大学院及び大学院設置基準第14条適用大学院派遣研修を出願しない者	○令和4年3月31日(以下「基準日」という。)現在で、学校教育法第1条に定める国公私立学校(ただし、大学及び高等専門学校を除く。)の正規任用としての教職経験を通算して6年以上有し(複数の校種教科の通算も可とする)、そのうち基準日現在において東京都公立学校での教諭経験(臨時的任用を除く。)を3年以上有する者 ○令和3年度 教育管理職選考を受験しない者	
応募締切	令和3年5月中旬		令和3年6月上旬	令和3年8月上旬
備考	上記の長期派遣研修を修了した者は、所定の代替措置により、中堅教諭等資質向上研修Ⅰの単位数の一部(職層等により異なる)として読み替えられます。また、教育管理職選考の一部が免除となっています。			

*1 大学院設置基準第14条適用大学院派遣研修は、派遣期間は1年間、修学年限は2年間です。修学2年次は、所属校で勤務を行い、勤務時間外に通学します。

*2 教職大学院派遣研修は、都が学費の一部を負担した者は、派遣研修派遣後、5年に達するまでの期間内に離職した場合、都が負担した研修費用を返還することになります。

*3 新教育大学大学院派遣研修と大学院設置基準第14条適用大学院派遣研修は併願できます。

※ 出願時に各大学院の出願資格及び出願要件に該当するかを御確認ください。

※ 障害等で配慮が必要な場合は、各大学院への受験及び入学に関して事前に確認をお願いします。また、出願書類を提出する前に、必ず教育開発課大学院派遣担当まで御連絡ください。

※ 派遣教員の募集については、次年度の4月以降、派遣研修ごとに通知しますので管理職に御確認ください。